

1970年代の男性保育者の専門性認識とジェンダー

—全国男性保育者連絡会における記録に着目して—

比較教育社会学コース 喜多下 悠 貴

Perceptions of the Professionalism and Gender of Male Nursery Teacher in the 1970s:
Focusing on the documents from the National Association of Male Nursery Teachers

Yuki KITASHITA

The purpose of this paper is to clarify how the professionalism of nursery teachers was perceived by male in the context of the phenomenon of men entering the child care field. The analysis of the narratives by male nursery teachers confirmed the perception that positions male nursery teachers as contributing to the advancement of educational expertise. In addition, women were positioned as a contrasting presence to men and were perceived by men as being in charge of nurturing.

目 次

- 1章 はじめに
 - 2章 先行研究の検討
 - A 保育労働研究における1970年代の位置づけ
 - B 保育者の処遇改善と専門性, ジェンダー
 - C 「女性職の中の男性」研究
 - 3章 全国男保連刊行物における男性保育者の語り
 - A 全国男保連の歩み
 - B 『男性保育者—その実践と資料—NO 1』の構成と内容
 - C 男性保育者による語りから見た, ジェンダー化された保育者の専門性認識
 - 1 「教育としての保育」を担う男性保育者という認識
 - 2 専門的な知見を持ち込む男性保育者という認識
 - 4章 おわりに
-
- 1章 はじめに

本稿は、1974年に発足した全国男性保育者連絡会（以下、全国男保連）が発行した団体紙『男性保育者—その実践と資料—』を取り上げ、その実践記録中における男性保育者の語りを通して、男性による保育現場への進出という現象の中で、男性によって保育者の専門性がどのように意味づけられていたかを明らかにすることを目的とする。

1977年3月に児童福祉法施行令第22条の改正及び厚生省令の改正により男性保育者が制度的位置づけを得るまでの間、保母は児童福祉法施行令第13条において「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子」と規定され、文字通り女性の職業であった。当時の男性保育者は、対外的には用務員、調理員、代用保母、基準外職員など様々な代替的役職をあてがわれながら無資格で保育にあたっていたとされる。こうした状況下において、自らの職業の制度的保障を得るため、また当時極めて少数であった男性保育者間の連携を強化するために結成されたのが全国男保連であった。発足の翌年、初の団体による出版物である『男性保育者—その実践と資料—NO 1』(1975)が刊行された当時、保育園に勤める男性保育者の数は45人と推定されている¹⁾。

全国男保連による活動への着目は、これまで上述のような男性保育者の資格認定や名称統一のための運動や主張に焦点があたってきたと考えられる。実際に、同団体を主題として扱った論文は管見の限り青山(1998)²⁾があるのみであり、保育士資格への名称統一に対する団体の貢献等に対する評価にその主眼があると言える。

一方で本稿において着目するのは、保育労働に関する運動が本格化した1970年代において、男性保育者が保育職全体の社会的地位向上を同時に訴えていたという点であり、そうした趨勢下における男性保育者の語りについてである。後述するように、全国男保連が活

動を開始した1970年代は、保育労働者の急速な増加に伴い保育者の労働条件改善要求が高まった時期であった。その中で、保育者の労働条件改善のための運動や研究は、保育者の専門性をいかに定義づけるかという点と、「女性の職業」としての保育者像やそれを前提とした社会構造をいかに克服していくかという点に焦点があっていたといえる。労働条件改善と関連する形で展開された保育者像をめぐる言説実践の中で、女性職としての保育界へ進出していった男性保育者による語りを通して、当時における保育者の専門性認識とジェンダー認識がどのような関係性を持っていたかを整理、検討するのが本稿の狙いである。

2章 先行研究の検討

A 保育労働研究における1970年代の位置づけ

保育労働研究のレビューを行った垣内（2015）は、専門職労働としての保育労働の歴史には4つの画期があると指摘している。本稿で着目するのは以下引用文中の整理でいうところの専門職化期後期のうち最初期として位置付けられ、保育労働者が「自活して生活できる賃金すら与えられない状態」（専門職化期前期）から、「改善された保育者待遇」（専門職化期後期）に至るまでの過渡期と捉えることができる。

“保育労働者、福祉労働者の権利も専門性も認められることがなかった戦前の“愛と奉仕”の聖職論期、民主憲法体制下で児童福祉法が制定され保母職が専門職として位置づけられたものの、自活して生活できる賃金すら与えられない状態に置かれた1970年頃までの専門職化期前期、女性労働力確保対策として保育所整備の必要性が高まり、市民運動、保育労働運動を背景として改善された保育者待遇のもとで共同的公共的な保育実践が無数に生み出された1990年頃までの専門職化期後期、そして、保育の市場化・民営化、基準緩和、公的補助金削減のもとで保育の荒廃が進んだ現在までの市場化期、である。”³⁾

まさに過渡期であることを示すように、1970年代は保育労働者が急速に増加し、保育者の労働条件改善要求が高まったこと、また全社協保母会や各地の保育所労組の立場から、保育者状態の改善を求める議論が展開され、最もさかんに保育労働関係の書籍が刊行された時期とされる⁴⁾。加えて西垣（2021）によれば、

1960年代後半に保母の職業病問題を解決すべく保母、保護者、保母の労組等が運動を積極的に展開するようになる中で、「少なからぬ保母の労働意識が聖職者像から、職業人、専門職として変化した」ことが指摘されている⁵⁾。

保育の専門職化、保母の労働意識の専門職化という点について、保母の身分の確立において中心的な役割を果たした全社協保母会による1970年代の運動の経過を通してより詳細に見ていきたい。この経過については同時代の丸山（1978）において簡潔に整理されている⁶⁾。全社協保母会は1956年に全国社会福祉協議会の下部組織として結成後、「保母の専門職化、処遇の改善、最低基準の改訂、労働条件の改善など」⁷⁾を運動目標として掲げたが、1964年に中央児童福祉審議会の保育制度特別部会が発表した「いま保育士に必要なもの」の中で、保母の身分の確立が主張されたにも関わらず、厚生省が「現状では保母の職務は専門職と認められぬ」との見解を堅持したこと等により、当初、運動が全面的に進展することはなかった。こうした活動の停滞は組織の性格に拠るところも大きく、石井（2015）によれば、全社協保母会は、経営者側の園長も、無資格者も含みこむ形で組織化されたことから、労働組合でも職能団体でもない「きわめて曖昧な位置づけの中で成立した」とされる⁸⁾。

1966年に結成10周年を迎えたことを機に、全社協保母会は「むなしく行政に依存することなく」、資格処遇の改善や専門職化のための活動や実態把握のための調査を進めていく⁹⁾。その後、1971年に中央社会福祉審議会職員問題専門分科会による「社会福祉士法試案」の内容を受けるも、翌年、同法による保母の専門職化が、現在の低い処遇が前提とされていることや、保母の専門性が「保育」との関わりで検討されていないこと等を理由として反対し、保母の単独立法化（＝「保育士法案」）を目指して「保母制度研究専門委員会」を設置するなど検討を重ねていくこととなる。

こうした全社協保母会の動き等も踏まえながら、岡田（1978）は「保育所が制度化されてから30年を経てきたなかで施設が増し、処遇も改善されてきたが、保母の専門職としての位置づけは遅々として進んでこなかったといわれる。今や、免許法を制定し、保育職俸給表を作成し、養成制度を充実させることを通し、保母の専門職性を成立させることは、単に要望の時期でなく、断行のときといわなければならない」と同時代を総括している¹⁰⁾。こうした議論に見られるとおり、1970年代当時、保母の専門職性をどう確立する

か、そして保育者の処遇改善のために、専門職化の検討の中で保育者の専門性をいかに主張していくかという点が重要な論点だったことが確認できる。

B 保育者の処遇改善と専門性、ジェンダー

保育者の処遇改善とその専門職性の確立という両論点結びついて論じられた1970年代において、全社協保母会が保育者の待遇向上に関する運動を展開した際に用いた、保育者の専門性にかかるロジックを検討した研究に、先にも触れた石井（2015）がある。石井によれば、保母会の初期（1950年代頃）の運動は、「専門職化運動と言うよりも労働運動に近いものだったと言える」というように、一般的な職業と同じような「人並み」の待遇が目指されていた¹¹⁾。しかし1960年代以降、その論調は専門職としての給与要求へと変化していき、そこで保育者が専門職であることの根拠は、保育者の仕事が「教育職」であることに求められた。これは、当時「福祉労働論に保育労働論を包括して議論することが一般的¹²⁾」であった中において、福祉職の中で教育職としての専門性を主張するものであった。このロジックは「保育者の社会的評価を高めるという点では一定の成果をもたらしたが、給与や身分法といった具体的な待遇向上に対しては限界を持つものであった¹³⁾」と評価されているものの、保育者の意識が職業人、専門職として変化する中で、保育者の専門性に関する社会からの認識を更新していく必要があるという問題認識のもと、具体的な言説実践がとられたことを示す点で貴重な研究である。

しかし一方で石井の研究においては、当時、保育者の処遇問題と結びつけられて語られていたもう1つの重要な保育者観・保育労働観としての、「女性労働者としての保育者¹⁴⁾」という、ジェンダーに着目する視点が十分ではないことが指摘できるように思われる。

先に見た垣内による整理では、1970年頃までの専門職化期前期において保育者は「自活して生活できる賃金すら与えられない状態」であったことが指摘されている。こうした状況について、当時の社会における女性や女性による労働に対する認識という視角から説明した同時代の研究に鈴木（1964）が挙げられる¹⁵⁾。ここでは、保育者の労働条件はなぜ悪いかという問題設定に対して、以下のように「保育＝女性職」論による説明が試みられている。

“女性である限り、女性の運命の運搬者であることから逃れ出られないようである。女性であるが

故に非人間的な労働条件を甘受せざるを得ないのである。この女性に与えられている人間的評価、劣悪な労働条件は、資本主義の利潤蓄積の最も良い条件である。しかし保育者の仕事は生産ではなく、社会福祉の仕事であるから、資本主義の下から割り出された女子労働者観を適用することは筋が違うと抗議してみても、その抗議は保育者が女性労働者であるかぎり一般通念の中に埋没せしめられ、資本主義社会において一方的に、支配力をもって評価している女性の劣位性を背負わされているのである。”¹⁶⁾

こうした指摘は、戦前の保育者の社会的地位が低かった理由として義基（2015）が整理した要点と重なる指摘であり、こうした「女性労働者としての保育者」観が戦後にかけても継続していることがうかがわれる。また、鈴木は、「女性の『座標』は家庭に還ることである」という強固なイデオロギーが、保育という職業を一時的に就くものとして、低待遇の状況を甘受させることに加担している、とも指摘している¹⁷⁾。

なお、ここで鈴木や義基がとっている立場は、「女性労働者としての保育者」観であり、「女性専門職としての保育者」観とは異なる点に留意が必要である。つまり、保育者が女性の仕事であると認識されていること自体が社会的地位の低さや低待遇の状況を招いているという指摘であり、石井が指摘したような保育者の専門性に関するロジックに対して、女性職であるという認識が与えた影響について言及しているものではない。対して本稿では、これまでに見た先行研究における「専門職としての保育者」像を検討する視角と、「女性労働としての保育者」像を検討する視角の両者において抜け落ちていた、保育者の専門性に関する認識とジェンダー観との関係性について着目したい。

専門性をめぐる言説実践にジェンダーの視角を持ち込むことの必要性及び意義は、ドイツの幼児教育史を扱った小玉（2011）¹⁸⁾によって示されている。小玉によれば、フレーベルの後継者として幼稚園の普及を担ったシュラーダー＝プライマンは、「幼稚園の教育者は、教師ではなく母親的なものである」という論理をとることで、「女性の固有職を確保し、その意義を主張し、その独自性を国家に認めさせることに成功した」一方で、学校教員身分から幼稚園教育者の身分の分離を引き起こすことに繋がったとの帰結を指摘している¹⁹⁾。小玉が対象としたのはドイツにおける幼稚園の普及過程であるが、ここに見られる、保育という職

業の定義をめぐって働くジェンダーのポリティクスに着目することの重要性は、本稿で対象とする、保育者の処遇問題との関連における専門性への語りに着目する際にも同様にあてはまると考えられる。

C 「女性職の中の男性」研究

男性保育者による保育現場への参入という契機に着目したとき、男性保育者による語りをどのように位置づけるかという点について、女性職としてジェンダー化されたホームヘルプ市場に参入した男性ヘルパーの交渉実践について分析した山根 (2010)²⁰⁾ を参照したい。山根は、女性職の中に占める男性ヘルパーの位置について、「非正規雇用、低賃金といった資源配分構造、また『介護は女性の仕事』という言説構造のなかで生き残りのための戦略を立てることを余儀なくされている」と指摘する²¹⁾。マイノリティとしての男性は、生存戦略として自らのジェンダーに依拠する形で職場内での位置づけを確保しようとする（「女性ができない仕事」を引き受ける、など）。

山根が整理した男性ヘルパーの位置づけは、時代と職業は違えども、1970年代の男性保育者においても該当すると考えられる。自身が男性保育者である大西 (1977) によれば、「当時の男性保育者は、パート、用務員、基準外職員という不安定な身分におかれ、無資格保育者として生活できない低賃金を余儀なくされていた。」「また、“女性の職場”に入っていくには、それなりの決意もしていたのであるが、実際に踏み込んでいくと、複雑な人間関係や保育上の悩みを相談できないという苦しさもあった。」²²⁾ と、その資源配分構造上の劣位性、またマイノリティ性を吐露している。

こうした位置づけを踏まえると、男性保育者の語りに着目することは、マイノリティとしての男性が自らの職場内における位置づけを得るための言説に着目することであると言える。さらに言えば、特定の運動目的を有した団体における刊行物の中の語りであることは、一職場を超えて、男性保育者が社会の中での位置づけを得るための生存戦略として用いる、ジェンダー化された言説に着目することであると言える。そしてそれは翻って、当時の女性職としての保育者や、女性が実践を通して構築してきた保育者の専門性に関するジェンダー化された見方を、逆照射して明らかにするものであると考えられる。

なお、男性保育者に対する質的研究により、女性職に参入する男性保育者の認識に迫った代表的な研究に中田 (2004)²³⁾ が挙げられる。中田の研究では、男性

保育者自身による「保育者」の定義が、経験年数によって一定の定義の移行パターンを示す点を明らかにしている。男性保育者という対象を通して、ジェンダーと保育者観との関連のありようを示す貴重な研究であると言える。ここでは、経験年数の浅い男性保育者に見られる第1段階として、「第二の家庭の父」という定義と、それに対応する「身体を使う」保育による自己規定、第2段階として「保育の偏りを是正する者」という定義と「男性の視点」を強調した保育、そしてかなりの経験を積んだ者が示す第3段階として「子どもの発達をうながす者」という定義といった段階的な変化が整理されている。

こうした男性保育者自身による、ジェンダー化された言説を用いた職場内の生存戦略パターンの析出は、本稿で対象とする1970年代の男性保育者の語りにおいてもかなりの程度あてはまる。ただし、本稿で対象とするのは、男性保育者が自らの存在を職場内で位置づけていくだけでなく、処遇改善や社会的地位向上など、広く社会的に確立するための語りであるという点において新規性が存在する。

3章 全国男保連刊行物における男性保育者の語り

A 全国男保連の歩み

1974年8月11日、第6回全国保育団体合同研究集会において発足した全国男保連は、当時、「保母」の名称が児童福祉法施行令第13条において「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい（後略）」ともっぱら女子の仕事であると法的に規定されていた状況の中で、極めて少数派であった男性保育者間の交流や連帯を深めるとともに、男性保育者の資格認定を訴えた。この活動はすぐに功を奏し、1977年3月に児童福祉法施行令第22条の改正及び厚生省令の改正により、男性保育者は法的な位置づけを得ることとなった。一方で、男女共通の資格名称については見送りとなったことや、男女共通に残された保育者の処遇の低さという点が課題として残ったとされる²⁴⁾。

その後、全国男保連は1984年に全国交流集会を8年ぶりに実施したことを皮切りに、およそ2年おきに全国交流集会を行う頻度を継続しながら活動を続けてきた。

全国男保連は不定期に『男性保育者—その実践と資料—』という同一名称にナンバリングが付与された冊子を刊行しており、全国の男性保育者による実践、運動の経過や当時の資料等を紹介している。それぞれ、

『男性保育者—その実践と資料—NO 1』(以下『NO 1』。他の号も同様の表記とする)が1975年8月、『NO 2』が1983年8月、『NO 3』が1989年8月、『NO 4』が2000年7月、『NO 5』が2011年11月に発行されている。

先述した通り、『NO 1』と『NO 2』の間の時期に、男性保育者が法的な地位を得ることになった。また、『NO4』が刊行される前の1998年に、保母の名称が男女共通名称の「保育士」となることが決定し、翌1999年4月に改正児童福祉法施行令が施行され、男性保育者の名称問題は決着を見たことになる。『NO 5』が刊行されたのを最後に全国男保連による刊行物は見られないものの、約2年おきの全国交流会を継続している。

B 『男性保育者—その実践と資料—NO 1』の構成と内容

次に、本稿で対象とする『NO 1』の構成及び内容について整理したい。

『NO 1』は大きく4部構成の資料となっている。第I部は「男性保育者へ」として、学識者や公立保育園園長の計3名から、男性保育者にまつわる歴史的展開や期待について述べられている。続く第II部は「現場からの報告」で、主に保育園に勤める男性保育者自身が、自らの保育実践や考え方を書き綴っている。その分量やテーマは自由度が高く、例えば「こむぎねんどあそび」というように保育実践の詳細を記述するものもあれば、「男性保育者になって」など、自らの考えや、男性保育者になるまでの経緯をまとめているものもある。本稿で対象とする男性保育者自身の語りについては、基本的にこの第II部に寄せられた文章を対象とする。なお、続く第III部は「男性保育者連絡会の運動」として、資格問題に関する運動の経過が整理されている。第IV部は「資料編」として、上記問題が取り上げられた会議体の資料や陳情書、当時の報道関係資料、団体結成に係るあらまし等が整理されている。

第II部に戻ると、ここでは計20名が寄稿しており、その中には当時の全国男保連代表の青山信(ゆりかご保育園)、翌1976年から青山に代わり代表に就任することとなる内城雄一(西新井教会保育園)、事務局の大西勲、川崎誠二、栃倉克己(3名とも当時事務局が置かれた東京都の西久保保育園に勤務)らも含まれている。こうした団体内で中核的な位置を占めていた男性保育者らは、「幼児の遊具と保育展開」を寄稿した内城を除き、男性保育者についての考え方を表明する論考を掲載している。例えば青山は「男性保育者への疑問にこたえて」という題名で、男性保育者に寄せら

れる典型的な質問への回答を通して男性保育者の必要性を説いている。他の例として、川崎誠二は「男性保育者からの提言—我々の存在が、どれだけ”女性保育者”への強力なアンチテーゼとなり得るか—」といった直接的な表題で、明示的に女性保育者との対比を通して男性保育者の価値づけを図っている。もちろん、計20の論考のすべてでこのようなジェンダーカテゴリー間の対比、評価が行われているわけではないものの、他方で、ジェンダー化された職業におけるマイノリティとして、広く社会に対して、自らが男性であることに立脚した「生き残りのための戦略」が必要とされていたことが推察される。

C 男性保育者による語りから見た、ジェンダー化された保育者の専門性認識

以上の整理を踏まえ、『NO 1』の第II部における男性保育者自身の論考を通して、女性職に男性が参入していく際に自身の位置を占めようとする語りの中から、当時の「保育とは何か」「保育者とは何か」「保育者の専門性とは何か」等に関する言説が、ジェンダー観との関係性をいかに有していたのかという点に着目し、その整理を行う。

1 「教育としての保育」を担う男性保育者という認識

鈴木(1964)によると、1960年代は、元来保育所に子供を預ける要件であった「保育に欠ける」という点について、これまでの貧困を主たる要因とする社会情勢から転じ、母親の選択的な就労を理由とするものに変化していく段階にあったとされる²⁵⁾。こうした変化から、保育においては養護の側面から、より教育的側面が重視されるようになった。このことは、先に見た通り、全社協保母会において保母を教育職として位置付けることで、専門職としての処遇改善要求を図ったロジックにも表れている。こうした中で、男性保育者の中には、「教育としての保育」に、自らの存在意義や、暗に男性の優位性を見出すような語りが見られる。

“最近、保育界の中から男性保育者を求める声徐徐に大きくなりつつある。これは単に保母が足りないからという理由からだけではなく、保育がより高度な専門職としての「教育」でなければならないという考えからである。”(「保育者一年生」西久保保育園 栃倉克己)²⁶⁾

この栃倉の論考では、保育界による「より高度な専門職」としての「教育職」たらんとする要請を背景と

して、「男性保育者を求める声」が高まっているという論理が展開されている。桁倉が続けて、「幼児にとっての保育のもつ重要性、発達の保障といった、教育的価値への意識の向上と、長年にわたる多くの保母の実践を通して、営々と築き上げられてきた保育理論のウラ付けがあったればこそであると考えて」²⁷⁾と、「教育的価値」と保母の実践による「保育理論」を並列的に捉えていることから、暗に、後者を担ってきた女性に対して、前者は男性（保育者）によってもたらされるという認識がうかがわれる。

同様の認識は、当時の全国男保連の代表であった青山信においても示されている。青山は、一方で「養護面も保障し、教育面も常に前向きに進めていけるような保育が真の保育だし、このような保育には、男性も女性もなく」と述べているが、他方でまた、「養護が教育にいつでも優先しているような保育は『男性なぞ全く必要としない』のかもしれない」²⁸⁾とも語っている。ここからは、保育を養護と教育に分類して考えたとき、前者は女性のみでも担うことができるが、後者は男性の参画なしには成立しえないといった認識が示されていると考えられる。

当時保育において重視されるようになった教育的側面を担うことに対する男性のこうした意識は、千早「子どもの家」保育園の宮川隆雄によって「自負心」と表現されている。

“教育の原点である幼児教育にどうして女性だけが携わっていなければならないのか。未来の日本を築く子どもの教育——そのもっとも重要な部分を担う幼児教育を女性だけに任しておくことはできない、という自負心と、これほど大切な仕事を、これまで様々な悪条件の中で頑張ってきた保母さんたちを、少しでも助けてあげなければという持ち前のフェミニズムを心にこめて飛び込んだのが現在の保育園である。”（「男性保育者になって」千早「子どもの家」保育園 宮川隆雄）²⁹⁾

ここでは、保育園勤務の男性保育者によって、「女性だけに任しておくことはできない」とされるものが「保育」ではなく「子どもの教育」「幼児教育」と表現されていることも注目できる。これら男性保育者の語りからは共通して、当時保育において重視されるようになった「教育職」としての側面について、「女性だけに任しておくことはできない」という男性側の認識が示されていると言える。

2 専門的な知見を持ち込む男性保育者という認識

前項でみた、保育において「高度な専門職」としての教育を担う存在として男性保育者を位置づける主張に加え、より広く学問的、科学的な専門性を有している者が保育に関わることの重要性を示す中で、男性保育者の役割が主張されるものも確認できる。

先にも触れた青山信は、「日本の現状からすると両性の良さよりも、専門的な知識が必要なのではないかと考えられる」³⁰⁾と、保育における専門的知識の重要性を示している。一方で、こうした専門性の発揮における男性の優位性について以下のように語っている。

“保育者集団、前担任の問題は、理想的、前向きの保育者集団が出来ることにより可能だし、異常発達児の問題は、より専門的な学習をすることにより可能になるし、施設は園内外の力で変革することが可能。これらの点で、現在の男性保育者の果たしている役割は一定のものがあるし、一般的にいっても男性がこのような面で力を発揮することは考えられます。”（「男性保育者への疑問にこたえて」ゆりかご保育園 青山信）³¹⁾

ここでは、「異常発達児の問題」という専門的な学習を要する保育上の課題に対して、男性保育者の現状、そして将来における貢献の可能性が示されている。

当時、西久保保育園において全国男保連事務局を務めていた川崎誠二は、「男性保育者からの提言」という寄稿において、寄稿者の中でも非常に明示的に男性保育者と女性保育者を対比的に考察している者の1人である。その中で、女性の持つ能力は「実用的教養」や「造形の深さ」などといった特徴と結びつけられている。

“女性の実用的教養、造形の深さは、卓越している。（中略）けれども、（中略）女性の精神主義的側面・情緒的側面が、どのように子どもに影響を与えているかということによって多少問題を感じるし（後略）”（「男性保育者からの提言」西久保保育園 川崎誠二）³²⁾

ここでは論者がそれぞれ異なるために留意が必要であるものの、全国男保連の中核をなしていた会員の認識において、男性保育者に対しては「専門的な学習」による知見を現場にもたらすことに役割を認めながら、他方で女性保育者については「実用的」教養を位置づけているといった対比的な構造が表れる点に、当

時の保育者観を見取ることができると考えられる。

4章 おわりに

本稿では、男性保育者が、女性職としての保育界に参入していく際の「生き残りのための戦略」としての語りに着目することを通して、1970年代当時、保育者の処遇改善の動きと合わせて盛んとなった保育者の専門性に関する議論において、ジェンダーの視点がいかに組み込まれていたのかという点についての抽出、整理を試みた。その結果、当時、教育職として、また専門職としての高度化を志向していたとされる保育界において、そうした専門性の高度化に寄与する存在として男性保育者が位置付けられること、逆に言えば、現状の女性保育者のみによる保育界にそうした高度化を「任せておけない」という男性側の認識が確認できた。女性は男性に対比的な存在として位置づけられ、例えば保育を養護と教育に分類したときは前者を、専門的な知識と実用的な教養という対比の中では後者を担ってきた、あるいはそちらに一日の長があるといったような認識が示されていた。

本稿は、保育者の専門性に関する認識が、ジェンダーに関する認識とどのような関係性を持っていたのかという点に関する整理に留まるものであり、こうしたジェンダー化された保育者の専門性に関する認識が、実際の保育運動とどのような接点を持ち、保育者の処遇改善においてどのような影響を与えたのかという点については明らかにできていない。この点については、当時の全社協保母会が用いた福祉職の中で教育職としての専門性を主張するロジックが、具体的な待遇向上に対して限界を持つものであったという石井の評価に対して、教育職としての専門性における優位性が男性側にあると社会的に認識されていたことが帰結に影響を与えた可能性という仮説のみ提示した上で、今後の検証課題としたい。

保育者の処遇改善に対する影響という点については、最後に全国男保連自体による総括を付言したい。2000年7月に刊行された『NO 4』中において東京男性保育者連絡会の田中康次郎が寄稿した「男性保育者連絡会二十余年の歩みを振り返りつつ」の中の記述である³³⁾。田中は「パイオニアたちの功績」として「男女平等の保育資格と労働条件を要求したこと」を指摘し、「男尊女卑の風潮が根強い当時において、同一価値＝同一賃金の思想を展開し、保育の専門性を志向した」と総括している一方で、「パイオニアたちの罪」

として、「保母職の処遇向上の歯止めの要因となったこと」も同時に指摘している。これについてさらに補足的に、「社会的に冷遇されている保母の処遇に準じることで、結果的に、保母職の処遇を引き上げる根拠の一つを失わせてしまった」と総括している。

この総括は裏を返せば、男性保育者当事者にあつては、保育に男性が参入していくことが、「保母職の処遇を引き上げる根拠の一つ」となりえたと自認していると捉えることが可能である。それでは、その論理はどのようなものであったのか。そしてそれはいかに「罪」としての評価を得ることとなったのか。そこに、本稿で整理したような保育者の専門性とジェンダーに関する認識はどのように影響していたのか。こうした総括に対する評価についての検討も今後の課題である。

注

- 1) 大西勲 1975.「男性保育者の要求と運動の経過について」『男性保育者—その実践と資料—』NO1, p.60.
- 2) 青山キヌ 1998.『『保母』から『保育士』への経緯と今後の課題—『全国男性保育者連絡会』の活躍と課題を視点に—』『幼児教育』14, pp.2-15.
- 3) 垣内国光 2015.「序章 政策課題としての保育労働研究の意義」垣内国光・義基祐正・川村雅則・小尾晴美・奥山優佳『日本の保育労働者』ひとなる書房, p.10.
- 4) 同上, pp.10-11.
- 5) 西垣美穂子 2021.「保母の『保育労働』の捉え方と職業意識の変遷—1960年代の全国保育問題研究会研究集会の討議を中心に—」『明星大学教職センター年報』第4号, p.11.
- 6) 丸山フサ子 1978.「保母会、『保育士法案』を発表」植山つる・浦部史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会, pp.260-266.
- 7) 同上, p.260.
- 8) 石井美和 2015.「第9章 保育士—福祉領域の教育職という困難—」橋本鉦市編著『専門職の報酬と職域』玉川大学出版部, p.212.
- 9) 丸山, 前掲書 (1978), p.261.
- 10) 岡田正章 1978.『『保育所保育指針』の発刊』植山つる・浦部史・岡田正章編『戦後保育所の歴史』全国社会福祉協議会, pp.161-166.
- 11) 石井, 前掲書 (2015), p.214.
- 12) 垣内, 前掲書 (2015), p.10.
- 13) 石井, 前掲書 (2015), p.214.
- 14) 義基祐正 2015.「第1章 戦前の保育労働者状態と社会的地位」垣内国光・義基祐正・川村雅則・小尾晴美・奥山優佳『日本の保育労働者』ひとなる書房, p.73.
- 15) 鈴木鳴海 1964.『日本の保母』三一書房.
- 16) 同上, p.57.
- 17) 同上, p.68.
- 18) 小玉亮子 2011.「幼児教育をめぐるポリティクス」『教育社会

- 学研究』第88集, pp.7-25.
- 19) 同上, p.20.
 - 20) 山根純佳 2010.『なぜ女性はケア労働をするのか—性別分業の再生産を超えて—』勁草書房.
 - 21) 同上, p.255.
 - 22) 大西勲 1983.「男性保育者」『男性保育者—その実践と資料—』NO 2, p.87.
 - 23) 中田奈月 2004.「男性保育者による『保育者』定義のシーケンズ」『家族社会学研究』16(1), pp.41-51.
 - 24) 大西, 前掲書 (1983), p.90.
 - 25) 鈴木, 前掲書, p.5.
 - 26) 栃倉克己 1975.「保育者一年生」『男性保育者—その実践と資料—』NO 1, p.44.
 - 27) 同上, p.44.
 - 28) 青山信 1975.「男性保育者の疑問にこたえて」『男性保育者—その実践と資料—』NO 1, p.40.
 - 29) 宮川隆雄 1975.「男性保育者になって」『男性保育者—その実践と資料—』NO 1, p.51.
 - 30) 青山, 前掲書, p.40.
 - 31) 同上, p.38.
 - 32) 川崎誠二 1975.「男性保育者からの提言—我々の存在が、どれだけ“女性保育者”への強力なアンチテーゼとなり得るか—」『男性保育者—その実践と資料—』NO 1, p.53.
 - 33) 田中康次郎 1983.「男性保育者連絡会二十余年の歩みを振り返りつつ」『男性保育者—その実践と資料—』NO 4, pp.45-46.

(指導教員 橋本鉦市教授)